

(第3期)

京都市地域 循環型社会形成推進地域計画

(第1期：平成17年度～平成22年度)

(第2期：平成23年度～平成27年度)

☆ (第3期：平成28年度～平成32年度)

京都市

平成28年1月

目次

〔本編〕

1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項	1
(1) 対象地域	1
(2) 計画期間	1
(3) 基本的な方向	1
2 循環型社会形成推進のための現状と目標	3
(1) 一般廃棄物等の処理の現状	3
(2) 生活排水の処理の現状	4
(3) 一般廃棄物等の処理の目標	5
(4) 生活排水処理の目標	7
3 施策の内容	8
(1) 施策一覧	8
(2) 処理	12
(3) 今後の施策の要点	13
(4) 処理施設等の整備	15
(5) その他の施策	16
4 計画のフォローアップと事後評価	16
(1) 施策の取組工程	16
(2) 情報の「見える化」の推進	16
(3) 計画の進ちょく状況の点検・見直しと施策実施の効果の評価・検証	16
(4) 事後評価及び計画の見直し	17

〔添付資料等〕

総括表等（様式）

様式1 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表1

様式2 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表2

様式3 地域の循環型社会形成推進に向けた施策の一覧

添付資料

添付資料1 対象地域図、現況及び計画施設位置図

添付資料2 現有処理施設の概要

添付資料3 分別区分説明資料

添付資料4 指標と人口等との要因に関するトレンドグラフ

参考資料（様式）

事業番号1 参考資料様式2（高効率原燃料回収施設）

事業番号2 参考資料様式1（リサイクルセンター）

事業番号3, 4 参考資料様式2（熱回収施設（破碎施設含む））

事業番号5 参考資料様式5（浄化槽系）

事業番号5補助資料 平成28年度浄化槽設置整備計画書

1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1) 対象地域

市町村名 京都市

面積 827.83 km²

人口 1,465,994 人

世帯数 699,953 世帯 (※いずれも平成27年4月1日現在)

(2) 計画期間

本計画は、「京都市地域循環型社会形成推進地域計画」の第2期（平成23年度から平成27年度末）に引き続く第3期計画として策定するものであり、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間を期間とする。

なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

(3) 基本的な方向

京都市では、緑豊かな山々、清らかな流れ等の恵まれた自然の中、ものを大切にす
るしまつの心、門掃き、打ち水などが受け継がれ、清潔で環境にやさしく美しいまち
が築かれてきた。また、本市は、気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書が
採択された都市として、事業者、市民等との協働により、環境保全のための取組を先
駆的に推進してきた。このようなごみ減量の取組を実施してきた結果、平成26年度
には、ピーク時（平成12年度）の82万トンから4割以上の減となる46万トンにまで
削減でき、クリーンセンター（清掃工場）を5工場から3工場まで縮小するなど、環
境負荷の低減と、年間106億円もの大幅なコスト削減を図ることができた。

しかし、依然として、ごみ処理には年間261億円もの費用を要していること、ま
た、ごみ量は減り続けているものの、ここ数年はごみの減量がわずかな量にとどまっ
ていることなどから、より一層、環境負荷の低減を図るためにも、ごみの減量を加速
させる必要がある。さらに、京都市の特性である三山の山並みに囲まれた歴史的景観
や自然環境を保全しつつ、巨額の経費を要する新たな最終処分場を市内に確保するこ
とは極めて困難であり、本市が持続可能な都市として発展していくためには、廃棄物
の発生の抑制と、ものの再使用や再生利用を促進することなどにより、環境にやさし
い事業活動と暮らし方への更なる転換を図っていく必要がある。

そのため、平成27年3月に、京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（以
下「条例」という。）を、2R（ごみになるものを作らない・買わないといった「リ
デュース」、再使用する「リユース」と分別・リサイクルの促進の2つを柱とした
条例へと改正するとともに（施行は、平成27年10月1日）、この改正条例の内容
をはじめとする新しいごみ減量施策を盛り込んだ「京都市循環型社会推進基本計画
（2015-2020）」を策定した。

この計画では、ピーク時からの「ごみ半減」（平成32年度39万トン）を目指し、
2Rと分別・リサイクルの促進の2つを柱とするごみ減量施策を推進し、資源・エネ
ルギーの有効利用と環境負荷の低減等を図るとともに、「しまつの心」や「もったいな

い」といった京都らしいライフスタイルとビジネススタイルの定着を図り、市民、事業者の皆様と共に、全国モデルとなる持続可能な循環型社会を構築していくこととしている。

2 循環型社会形成推進のための現状と目標

(1) 一般廃棄物等の処理の現状

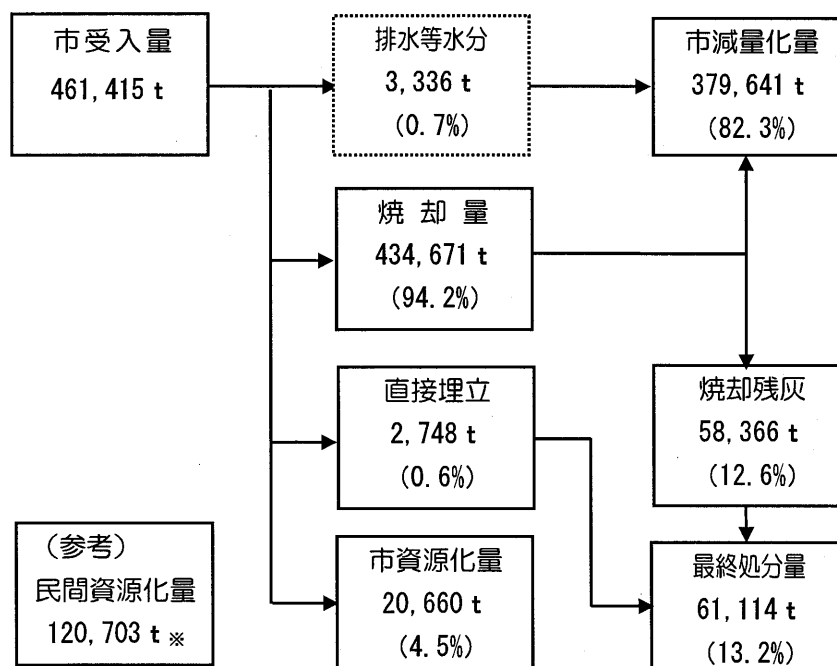
平成26年度における一般廃棄物の処理状況については、図1のとおりである。

京都市が受け入れているごみ量は461,415トンで、市の中間処理による減量化量は379,641トンであり、民間ベースの再資源化を除いた総受入量のおおむね8割が減量化されている。また、民間ベースの再資源化を除いた総受入量の約13%に当たる61,114トンが埋め立てられている。

なお、中間処理量のうち焼却量は434,671トンである。本市の3箇所のクリーンセンターにおいては、ごみ焼却の際に発生する熱を温水や暖房等に利用しているほか、ごみ発電を行い、エネルギー回収の最大化を図っている。発電電力は、場内で利用するほか、近隣のリサイクル施設や体育館などにも供給し、さらに余った電力については電気事業者に売却している。平成26年度の全焼却施設の発電電力量の総計は164,033MWhであり、地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減に寄与している。

さらに、循環型社会形成推進交付金を活用して整備した西部圧縮梱包施設及び横大路学園（資源ごみ選別施設）においてプラスチック製容器包装の選別圧縮梱包を、魚アラリサイクルセンター（ごみ飼料化施設）において魚アラの飼料原料化を行っている。また、混色カレット※をガラスびんの材料に再資源化するなど、循環型社会の形成に向けた種々の取組を進めている。

※びんの間処理過程において、ラベルが付着していたり、割れ具合や汚れがひどいなどの理由により、色別に選別できなくなり、再資源化が難しくなったもの



※ 民間資源化量は、大規模事業所の減量計画書や事業者へのアンケート調査結果などから把握できる範囲で集計した数字であり、平成26年度分は集計中のため、平成25年度分を掲載

図1 一般廃棄物の処理状況フロー（平成26年度）

(2) 生活排水の処理の現状

平成26年度における生活排水の処理状況及びし尿・汚泥等の排出量については、図2のとおりである。

生活排水処理対象人口は、全体で1,467,219人で、水洗化人口は1,464,647人、汚水衛生処理率は99.8%である。し尿発生量は11,651kl/年、浄化槽汚泥発生量は9,437kl/年で、処理・処分量（＝収集・運搬量）は21,088kl/年である。

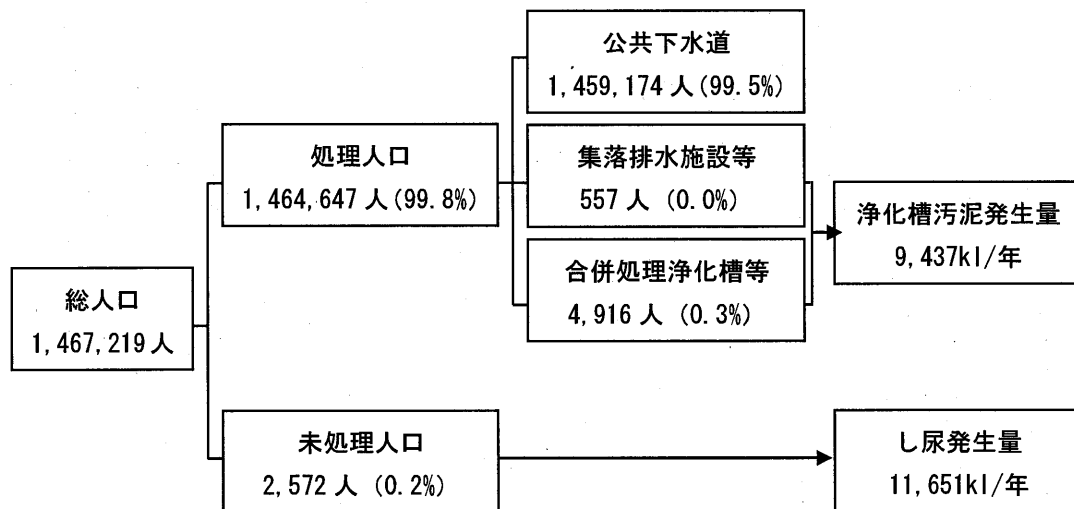


図2 生活排水の処理状況フロー（平成26年度）

(3) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し、表1のとおり目標量について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。

表1 減量化、再生利用に関する現状と目標

年度（平成）		26	33
項目	単位	現状（割合※1）	最終目標※2（割合※1）
①市受入量	t	461,415	390,000（△15.5%）
（/1人・日）※3	グラム	860	730
内 訳	家庭ごみ量	t	229,383
	（/1人・日）※3	グラム	428
	事業ごみ量	t	232,032
	（/1人・日）※3	グラム	432
②ごみ焼却量	t	434,671（94.2%）	348,000（89.2%）
③市資源化量	t	20,660（4.5%）	24,000（6.2%）
④市減量化量	t	379,641（82.3%）	314,000（80.5%）
⑤熱回収量	MWh	164,033	185,000
⑥市処理処分量	t	440,755（95.5%）	366,000（93.8%）
⑦市最終処分量	t	61,114（13.2%）	52,000（13.3%）
内 訳	直接埋立量	t	2,748
	焼却灰等埋立量	t	58,366

<指標の定義>

- ・ 「市受入量」：ごみ焼却量※4 + バイオガス化量※5 + 市資源化量 + 直接埋立量
- ・ 「ごみ焼却量」：クリーンセンターで焼却するごみ量
- ・ 「市資源化量」：市による資源回収量
- ・ 「市減量化量」：中間処理量と処理後の残さ量の差
- ・ 「熱回収量」：熱回収施設において発電された年間の発電電力量
- ・ 「市処理処分量」：ごみ焼却量 + バイオガス化量 + 直接埋立量 + 排水等水分
（＝「市受入量」－「市資源化量」）
- ・ 「市最終処分量」：焼却灰等埋立量※6 + 直接埋立量

※1：市受入量は現状に対する割合、その他は市受入量に対する割合

※2：本地域計画の施策の内容は、京都市循環型社会推進基本計画(2015-2020)の施策の内容を基にしているため、「最終目標」欄に掲げる数値は京都市循環型社会推進基本計画(2015-2020)の目標（平成32年度）の数値と同様としている。以下同様。

※3：（計算式）ごみ量 ÷ 人口 ÷ 365日 ただし、最終目標の数値については端数処理をしている。

※4：ごみ焼却量：バイオガス化後の残さを含む。

※5：バイオガス化量：バイオガス化後の残さを含まない。

※6：焼却灰等埋立量：焼却灰と、資源化時に発生する残さのうち燃えないもの（ガラスくずなど）、土砂などの不燃物

また、最終目標達成時における一般廃棄物の処理状況フローについては、図3のとおりである。

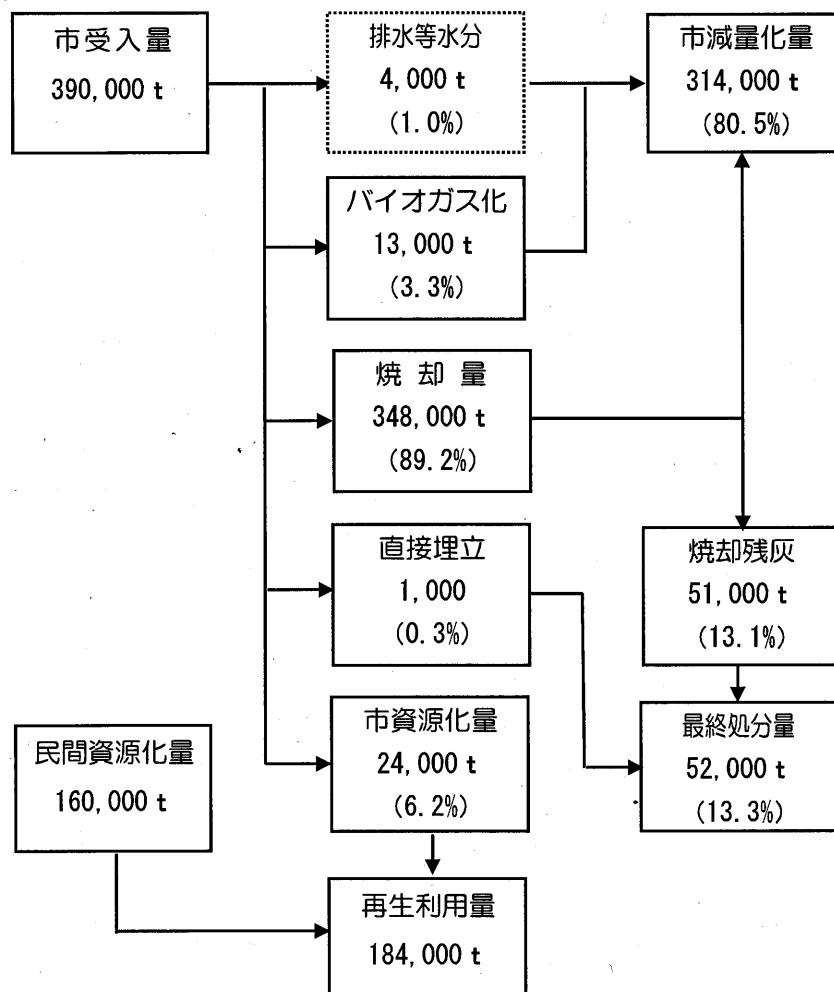


図3 最終目標達成時（平成33年度）における一般廃棄物の処理状況フロー

(4) 生活排水処理の目標

生活排水処理については、表2に掲げる目標のとおり、合併処理浄化槽の整備等を進めていくものとする。

表2 生活排水処理に関する現状と目標

		平成 26 年度実績	平成 33 年度目標
処理形態別 人口	公共下水道	1,459,174 人 (99.5%)	1,435,137 人 (99.5%)
	農業集落排水施設等	557 人 (0.0%)	532 人 (0.0%)
	合併処理浄化槽等	4,916 人 (0.3%)	4,856 人 (0.3%)
	未処理人口	2,572 人 (0.2%)	1,475 人 (0.1%)
	合計	1,467,219 人	1,442,000 人
し尿・汚泥 の量	汲み取りし尿量	11,651 kl	7,000 kl
	浄化槽汚泥量	9,437 kl	8,800 kl
	合計	21,088 kl	15,800 kl

※ 端数処理をしているため、各数値の合計が合わない箇所がある。

3 施策の内容

(1) 施策一覧

(1-1) 「京都市循環型社会推進基本計画(2015-2020)」の施策一覧

本計画における施策は、「ごみ減量施策」及び「ごみの適正処理とエネルギー回収に関する施策」の分野で構成しており、「ごみ減量施策」では、「2Rの促進」と「分別・リサイクルの促進」の2つの柱の下に、11の基本施策と29の推進項目により構成し、「ごみの適正処理とエネルギー回収に関する施策」では、2の基本施策と4の推進項目で構成している。

なお、施策の一覧については、別紙<様式3>にも資料として添付している。

■ ごみ減量施策

基本施策(1)条例に基づく、市民、事業者、京都市の協働による2Rの取組の推進

重点化すべき6つの分野(①ものづくり、②食、③販売と購入、④催事(イベント等)、⑤観光等、⑥大学・共同住宅等)に関し、事業者又は市民に実施していただくことや実施に努めていただくこと、事業者による取組の実施状況等の報告書の提出などを条例に掲げ、2Rの取組を推進していく。

- ① 2Rを中心とするごみ減量に関する事業者、市民等の実施義務又は努力義務
- ② 事業者による取組の実施状況等に関する報告義務
- ③ 事業者、市民等による取組の実施状況を把握するための市民モニター制度

基本施策(2)ピーク時からの食品ロス半減に向けた取組の推進

手付かず食品や食べ残し、いわゆる「食品ロス」を削減する数値目標を全国で初めて掲げ、事業者、市民と力を合わせて、食品ロス半減を目指して取り組んでいく。

- ④ 生ごみ3キリ運動の更なる推進
- ⑤ 食べ残しゼロ推進店舗認定制度の普及拡大
- ⑥ 食品ロス削減等の市民・事業者の行動場面別ごみ減量メニューの検討・支援・実施等

基本施策(3)レジ袋有料化等、レジ袋削減の取組の強化

「京都方式」とも呼ばれるレジ袋削減協定を、全国に先駆けて事業者等と締結した都市として、発生抑制の取組の象徴とも言えるレジ袋の削減の取組を強化する。

- ⑦ レジ袋使用枚数の最も多い業態である食品スーパーにおけるレジ袋有料化の市内全店舗への拡大実施に向けた取組の推進
- ⑧ コンビニエンスストア等の食品スーパー以外の業態におけるレジ袋有料化等、レジ袋削減の取組の拡大

基本施策(4)イベント等のエコ化の推進

祇園祭などの祭礼、京都マラソン、学園祭、地蔵盆や地域のイベントまで、京都市

で催される年間1万件を超えるイベント等で発生する容器包装をはじめとしたごみの減量の取組を推進していく。

- ⑨ 京都市認定エコイベント等の普及拡大
- ⑩ リユース食器の普及拡大に向けた導入支援等の推進
- ⑪ 祇園祭をはじめとしたお祭り等におけるごみ減量の取組の推進

基本施策(5)条例に基づく、徹底した分別によるリサイクルの推進

家庭ごみ、事業ごみともに、分別を「協力」から「義務」に引き上げて、周知・啓発の取組の強化と併せて、分別の徹底を図っていく。

- ⑫ 分別の義務化とその周知・啓発の徹底
- ⑬ マンションにおける分別徹底に向けた更なる周知・啓発の推進

基本施策(6)市民の自主的な分別・リサイクルを促進する仕組みの拡充・強化

コミュニティ回収や拠点回収など、広く市民が自主的に分別・リサイクルに取り組むよう、分別排出の機会を拡大するとともに、その周知・啓発の取組なども強化していく。

- ⑭ 資源化可能な紙ごみ等のコミュニティ回収の拡大
- ⑮ 古着のコミュニティ回収での回収拡大
- ⑯ せん定枝の分別排出機会の拡大（臨時回収など）
- ⑰ 小型家電、電池、水銀含有廃棄物（蛍光管等）をはじめとする資源物及び有害・危険ごみの回収の促進
- ⑱ 持込ごみ（せん定枝等の木質ごみ）の民間リサイクル施設への誘導策の検討・実施

基本施策(7)バイオマスの活用の推進

ごみからエタノールを製造する技術などの最先端の研究開発から、落ち葉や生ごみのたい肥化といった地域ぐるみの取組まで、身近にあるバイオマスの有効活用を推進していく。

- ⑲ 「京都市バイオマスGO!GO!プラン」に基づく廃棄物系バイオマスのエネルギー利用等の取組の推進
- ⑳ 生ごみのたい肥化による地産地消モデル地域の構築
- ㉑ 学校や公園の落ち葉、家庭からの生ごみなど地域単位でのたい肥化の促進

基本施策(8)ごみ減量に関する啓発・支援の充実・強化

ごみ減量意識の更なる向上を図るため、地域との連携による取組や、中小零細事業者等への啓発、支援等の取組を推進していく。

- ㉒ 地域ごみ減量推進会議やエコ学区等、地域とまち美化事務所・エコまちステーションの連携による、地域や世帯の特性に応じた戦略的でわかりやすい広報・啓発・支援
- ㉓ 中小零細事業者等へのごみ減量啓発・支援の強化
- ㉔ ごみ減量等に取り組む優良事業者の表彰

基本施策(9)大学・企業等との連携の推進

昭和55年から35年以上にもわたり、地元の京都大学と連携して実施している家庭ごみ細組成調査をはじめ、大学や企業との連携によるごみ減量の調査研究、取組等を推進する。

㊤ 大学・企業と連携した調査・研究と海外研修生の受入れなど技術提携の推進

基本施策(10)国、事業者、各種団体等への提案・提言

拡大生産者責任の考え方を踏まえた、ものづくり企業等への働きかけや、広域的に実施する必要がある施策や各種リサイクル制度の改善など、全国展開で取り組む必要があるごみ減量施策の実現に向け、2Rを促進する条例改正等を背景に、京都市が全国をリードするごみ減量の取組を進めつつ、国、事業者、各種団体等に対して、より一層、積極的に働きかけていく。

㊤ 拡大生産者責任の考え方を踏まえた、ものづくり企業等への働きかけや、広域的に実施する必要がある施策や各種リサイクル制度の改善など、全国展開で取り組む必要があるごみ減量施策の推進に関する国、事業者、各種団体等への提案・提言

基本施策(11)引き続き検討が必要な施策

今後のごみ減量の状況等を見極めながら、引き続き、ごみ減量の促進に向けた制度を研究、検討していく。

- ㊤ 家庭から出るごみの更なる減量に向けた有料指定袋のサイズの検討
- ㊤ 業者収集ごみの有料指定袋制に関する検討
- ㊤ 業者収集ごみ搬入手数料に関する検討

■ ごみの適正処理とエネルギー回収に関する施策

基本施策(1)ごみの適正処理における環境負荷の低減

クリーンセンターでは、コストや環境負荷の低減に配慮し、適正に処理するとともに、埋立処分地の更なる延命化を図る。

- ① クリーンセンターの長寿命化計画等によるコストや環境負荷の低減に配慮した施設の整備・運営
- ② 東部山間埋立処分地延命策の追求

基本施策(2)市民の安心・安全とまちの美化の推進

災害時でも安心・安全な廃棄物の適正処理体制を構築するとともに、不法投棄対策を強化し、門掃きをはじめ、市民・地域ぐるみで京都の美しいまちを守る。

- ③ 災害発生時の対応マニュアル等の点検・見直し
- ④ 地域住民や警察等の関係機関との連携による不法投棄対策とまちの美化の推進

(1-2) 生活排水対策

家庭等から排出される汚濁負荷量の削減のため、合併処理浄化槽設置及び維持管理の普及・啓発活動の強化を図る。

(2) 処理

京都市における家庭ごみの分別区分と処理方法については、表3のとおりである。

(2-1) ごみの区分

京都市が受け入れているごみはその排出源によって「家庭ごみ」と「事業ごみ」に大別され、さらに家庭ごみは品目によって「燃やすごみ」、「資源ごみ」、「大型ごみ」に、事業ごみは収集運搬方法や品目によって「業者収集ごみ」、「持込ごみ」に区分されている。

<市受入ごみ>

家庭ごみ〔家庭での日常生活から排出されるごみ全部の総称〕

燃やすごみ：

下記の資源ごみや大型ごみを除くごみ

資源ごみ：

プラスチック製容器包装、缶・びん・ペットボトル、小型金属類・スプレー缶といった定期収集ごみと、古紙、雑誌がみ、紙パック、乾電池、蛍光灯、使用済みてんぷら油といった拠点で回収する資源ごみ

大型ごみ：

家具や寝具、電気器具（ただし、エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・乾燥機、パソコンを除く。）などの大型のごみ

事業ごみ〔事業活動から排出されるごみのうち、産業廃棄物を除くごみ〕

業者収集ごみ：

一般廃棄物収集運搬業許可業者によって、収集運搬されるごみ

持込ごみ：

市民、事業者がクリーンセンターに直接持ち込むごみ

※ 雑誌がみの分別について

平成26年6月から、①地域のコミュニティ回収による回収、②古紙回収業者による回収、③（①、②を利用することが難しい場合）「小型金属類・スプレー缶」の収集と同じ日時・同じ場所での回収の3つの回収方法を柱とした「京都ならではの雑誌がみの分別・リサイクル」を全市でスタート

(2-2) 生活排水処理の現状と今後

生活排水処理については、平成19年度から平成26年度まで「北部地域等総合下水処理対策」に基づく事業により、下水道の整備が進められており、その他の下水道及び農業集落排水処理施設が整備されていない人口散在地域等において、引き続き合併処理浄化槽の整備を進めていく。

(3) 今後の施策の要点

2Rと分別・リサイクルの促進の2つを柱とするごみ減量の取組を進めることにより、徹底してごみの減量化を図り、最後に残ったごみは、エネルギー回収の最大化、温室効果ガス排出量の削減、最終処分量の最小化といった、環境負荷の低減と、ごみ処理コストの削減も図りながら、適正に処理する。

ア ごみの減量 ～2Rと分別・リサイクルの促進の2つの柱～

○ 2Rの促進

そもそもごみになるものを作らない・買わないといった「リデュース」（ごみの発生抑制）と、繰り返し使う「リユース」（再使用）、この2つを合わせた「2R」を促進し、そもそもごみになるものを減らす。

○ 分別・リサイクルの促進

「2R」により、そもそもごみになるものを減らしつつ、資源・エネルギーとして利用できるごみは、「分別・リサイクル」を促進し、再生利用を推進する。

イ ごみの適正処理とエネルギー回収 ～エネルギー回収の最大化と環境負荷の低減～

徹底してごみの減量化を図った上で、それでも残ったごみは、ごみ発電とバイオガス化を併用することによるエネルギー回収の最大化と温室効果ガス排出量の削減、最終処分量の最小化といった、環境負荷の低減と、ごみ処理コストの削減も図りながら、安心・安全に適正処理する。

表 3 京都市における家庭ごみの分別区分と処理方法（平成 26 年度及び平成 33 年度）

京都市の分別区分		処理方法		処理施設等
市定期収集	燃やすごみ【有料指定袋制】	焼却	熱回収（発電）→埋立・リサイクル	市施設
	その他ごみ（供物等）			
	プラスチック製容器包装【有料指定袋制】	リサイクル・リユース	選別→圧縮→指定法人委託	市施設
	アルミ		選別→圧縮→売却	
	スチール		選別→圧縮→売却	
	無色ガラス		選別→売却	
	茶色ガラス		選別→売却	
	その他色ガラス		選別→指定法人委託	
	ペットボトル		選別→圧縮→指定法人委託	
	小型金属		選別→売却	
	紙パック		売却	
	乾電池		選別→焙焼→解砕	
	蛍光管		選別→再資源化	
拠点回収	廃食用油		精製→使用	市施設
	リユースびん		洗浄→再使用	
	小型家電		選別→売却	
	大型ごみ【有料】		破砕→売却・焼却→埋立・リサイクル	

※ 今後（平成 33 年度）については、引き続き表 3 の分別区分により処理を行うとともに、燃やすごみによる発電とバイオガス発電を併用し、エネルギー回収の最大化を図る。

(4) 処理施設等の整備

ア 廃棄物処理施設

本計画期間中に整備を進めるごみ処理施設を表4に示す。

表4 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間 (年度)	全体事業期 間(年度)
1	高効率原燃料回収施設(※1)	京都市南部 クリーンセ ンター第二	60t/日 500t/日	京都市伏見 区横大路八	H28～ H30	H19～ H30 (※3)
2	リサイクルセン ター	工場建て替 え整備事業 (※2)	180t/日	反田29番 地(市有地)	H28～ H30	H25～ H30
3, 4	熱回収施設 (破碎設備を含む。) (※4)	京都市東北 部クリーン センター大 規模改修事 業	700t/日	京都市左京 区静海市原 1339番地 (市有地)	H30～H32	

※1：メタン発酵残さとその他のごみの焼却を行う施設

※2：効率的な運営管理を行うため複合施設として整備

※3：平成17年度から計画支援事業に着手。平成19年度から熱回収施設に係る特別高圧受
変電設備を先行整備。第2期地域計画以降は高効率原燃料回収施設として整備

※4：平成31年度までは交付率1/2（先進的設備導入事業），平成32年度は交付率
1/3（基幹的設備改良事業）

（整備理由）

事業番号1，2：平成19年3月に休止した南部クリーンセンター第二工場の既存施設
を解体撤去し，高効率なごみ発電設備の導入やバイオガス化施設の併
設等，最新の廃棄物処理設備を整備することにより，ごみの持つエネ
ルギーを最大限回収し，環境負荷の低減，地球温暖化の防止につなげ
る。

事業番号3，4：平成12年度に竣工した東北部クリーンセンターのプラント設備・機器
は，点検整備等により焼却能力や公害防止性能は維持しているが，老朽
化が進んでいることから，竣工後19・20年目に当たる平成31・
32年度に基幹的設備・機器の大規模改修工事を実施することにより，
施設の延命化を図る。

また，設備・機器の更新に当たっては，高効率，省電力のものを採用す
ることにより，環境負荷の低減につなげる。

なお，本市現有処理施設の概要を添付資料2に示す。

イ 合併処理浄化槽の整備

合併処理浄化槽の整備については、表5のとおり行う。

表5 合併処理浄化槽への移行計画

事業	直近の整備済基数(基) (平成26年度)	整備計画基数 (基)	整備計画 人口(人)	事業期間 (年度)
浄化槽設置整備事業	14	150	970	H28~H32
浄化槽市町村整備推進事業	0	0	0	
その他地方単独事業	0	0	0	
合計	14	150	970	

(5) その他の施策

地域の循環型社会を形成する上で必要な施策については、(1)から(4)に記載しているが、そのほか、災害時の廃棄物処理については、京都市地域防災計画における災害廃棄物処理を補完する計画として、平成10年度に「京都市災害廃棄物処理計画」と「京都市災害廃棄物処理実践行動マニュアル」を策定（平成19年度改訂）し、併せて廃棄物の発生量、収集・運搬量、仮置場や処理施設へのルート等を時系列的にシミュレートする「京都市災害廃棄物処理支援システム」を導入している。

また、本市の収集体制やオープンスペース等の状況の変化と、東日本大震災における災害廃棄物処理への検討状況を反映し、より実戦で役立つものとなるよう、また、本市も参加する「大規模災害発生時廃棄物対策近畿ブロック協議会」における大規模災害対策の計画策定にも対応させるため、改訂作業を継続して実施する。

4 計画のフォローアップと事後評価

(1) 施策の取組工程

計画に掲げる各推進項目について、取組内容、実施スケジュールを示した取組工程を作成し、継続的に取組の進ちょく状況を確認する。

(2) 情報の「見える化」の推進

計画の進ちょく状況、経済性・コストを示すデータ、分別の状況及びリサイクルの有意性等について、正確に分かりやすく、誰もが入手しやすい方法で公表するなど、情報の「見える化」を推進する。

(3) 計画の進ちょく状況の点検・見直しと施策実施の効果の評価・検証

PDCAサイクルを活用した進ちょく管理を徹底し、京都市廃棄物減量等推進審議会等において、取組の点検、見直しを行う。

また、ごみ量などの数値目標の進ちょく状況を定期的に把握することはもとより、2Rや分別・リサイクルの個別の取組によるごみ減量等の効果の把握・検証に努める。

(4) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとまった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ計画を見直す。

京都市地域 循環型社会形成推進地域計画 (平成28年度～平成32年度)

総括表等（様式）

- ・様式1 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表1
- ・様式2 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表2
- ・様式3 地域の循環型社会形成推進に向けた施策の一覧

○様式 1 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 1 (1/2)

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 1 (平成28年度)

1 地域の概要

(1) 地域名	京都市地域	(2) 地域内人口	1,465,994人	(3) 地域面積	827.83km ²
(4) 構成市町村等名	京都市	(5) 地域の要件	(人口) 面積 沖繩 離島 奄美 豪雪 山村 半島 過疎 その他		
(6) 構成市町村等の一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況	組合を構成する市町村： 設立(予定)年月日： 設立されていない場合、今後の見通し：				

2 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

	過去の状況・現状						目標	
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成33年度	(割合※)
ごみの総排出量(市受入量)	534,933	497,130	488,823	481,211	472,183	461,415	390,000	(△15.5%)
└家庭ごみ量	243,571	241,285	242,120	238,770	235,852	229,383	170,000	(△25.9%)
└(1人1日あたり)	455	448	450	444	439	428	320	
└事業ごみ量	291,362	255,845	246,703	242,441	236,331	232,032	220,000	(△5.2%)
└(1人1日あたり)	545	476	459	451	440	432	410	
市資源化量	22,287	22,093	22,556	21,731	21,492	20,660	24,000	(6.2%)
市減量化量	432,412	405,275	400,455	391,810	386,584	379,641	314,000	(80.5%)
熱回収量(年間の発電電力量)	171,200	154,761	155,897	158,324	173,871	164,033	185,000	
市処理処分量	512,646	475,037	466,646	459,480	450,691	440,755	366,000	(93.8%)
└処理量	504,897	473,314	464,311	457,185	447,668	438,007	365,000	
└直接埋立量	7,749	1,723	2,335	2,295	3,023	2,748	1,000	
市最終処分量	80,234	69,762	65,812	67,670	64,107	61,114	52,000	(13.3%)
└直接埋立量(再掲)	7,749	1,723	2,335	2,295	3,023	2,748	1,000	
└焼却灰等埋立量	72,485	68,039	63,477	65,375	61,084	58,366	51,000	
(参考) 推計人口	1,465,816	1,474,015	1,473,416	1,472,578	1,470,742	1,469,253	1,442,000	

※ 「ごみの総排出量(市受入量)」欄における割合は平成26年度に対する割合、それ以外の欄における割合は市受入量に対する割合

(補足説明)

- ・建設リサイクル、他都市搬入、災害廃棄物等は外数
- ・別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付した(添付資料4参照)。
- ・本地域計画の施策の内容は、京都市循環型社会推進基本計画(2015-2020)の施策の内容を基にしているため、「目標」欄に掲げる数値は京都市循環型社会推進基本計画(2015-2020)の目標(平成32年度)の数値と同様としている。

○様式1 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表1 (2/2)

3 現有施設の状況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容			更新、廃止、新設の内容				備考
		形式及び処理方式	補助の有無	処理能力 (単位)	開始年月	更新、廃止 予定年月	更新、廃止、 新設理由	施設竣工 予定年月	処理能力 (単位)
高効率原燃料回収施設 (現有施設は焼却のみ)	京都市	三菱マルチン式	有	(廃止済)	S50.7	H19.3	施設老朽化による廃止・更新 (メタン発酵残さとその他 のごみ焼却を行う施設と組 み合わせた方式)	H31.3	60t/日, 500t/日
リサイクルセンター (破碎・選別施設)	京都市	三菱ハンマーミルズ シュレッダー	有	240t/6h	S48.1	H31.3	施設老朽化による廃止・更新	H31.3	180t/日
熱回収施設 (破碎設備含む)	京都市	川崎サン型ストーカー 2軸せん断式破碎機	有	700t/24h	H13.3	H30.7	施設老朽化による更新	H33.3	700t/日

※ 計画地域内の施設の状況(現況、予定)を地図上に示したものを添付した(添付資料1参照)。なお、これらを含め現有施設の一覧を添付資料2に示している。

4 生活排水処理の現状と目標

上田市の人口動態	公 共 下 水 道	集 落 排 水 施 設 等	合 併 処 理 浄 化 槽 等	未 処 理 人 口	総人口 (上段：4月1日時点) (下段：10月1日時点)	過去の状況・現状（4月1日時点）							目標
						平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成33年度	
						1,464,018	1,462,203	1,471,400	1,470,587	1,468,649	1,467,219	1,442,000	
						(1,465,816)	(1,474,015)	(1,473,416)	(1,472,578)	(1,470,742)	(1,469,253)		
						1,451,900	1,450,400	1,459,600	1,460,700	1,460,000	1,459,174	1,435,137	
						99.2	99.2	99.2	99.3	99.4	99.5	99.5	
						513	504	481	551	528	557	532	
						0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
						5,364	5,504	5,756	6,207	5,319	4,916	4,856	
						0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.3	0.3	
						6,241	5,795	5,563	3,129	2,802	2,572	1,475	

※ 別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付した(添付資料4参照)。

5 浄化槽の整備の状況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の状況			整備予定基数の内容			備考
		基数	処理人口	開始年月	基数	処理人口	目標年度	
浄化槽設置整備事業	京都市	355	3,119	平成元年	150	970	平成33年	

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表2(平成28年度)

事業種別	事業名称	事業番号	事業主体名称	事業主体組織 市町村名	規模 単位	事業期間 開始 終了	総事業費(千円)					交付対象事業費(千円)					備考		
							平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度			
〇熱回収等に関する事業	高効率廃燃料回収施設整備	1	京都市	京都市	60t/日, 500t/日	28 30	49,715,928	7,214,464	10,456,705	9,168,009	8,426,750	14,450,000	23,565,069	4,674,281	8,034,951	4,575,837	4,560,000	6,720,000	
	熱回収施設更新						26,965,928	7,214,464	10,456,705	8,888,009	406,750	0	17,165,069	4,674,281	8,034,951	4,455,837	0	0	交付率1/2
	先進的設備導入事業	3	京都市	京都市	700t/日	30 31	22,750,000	0	0	280,000	8,020,000	14,450,000	11,400,000	0	0	120,000	4,560,000	6,720,000	
	基幹的設備改良事業	4	京都市	京都市	700t/日	32 32	8,300,000	0	0	280,000	8,020,000	0	4,680,000	0	0	120,000	4,560,000	6,720,000	0
〇再生利用に関する事業							14,450,000	0	0	0	0	14,450,000	6,720,000	0	0	0	0	6,720,000	交付率1/3
	リサイクルセンター						5,696,852	1,524,136	2,209,095	1,877,691	85,930	0	4,384,371	1,745,553	1,697,473	941,345	0	0	
〇浄化槽に関する事業	破壊・選別施設整備	2	京都市	京都市	180t/日	28 30	5,696,852	1,524,136	2,209,095	1,877,691	85,930	0	4,384,371	1,745,553	1,697,473	941,345	0	0	交付率1/3
	浄化槽設置整備	5	京都市	京都市	150 基	28 32	76,660	15,332	15,332	15,332	15,332	15,332	61,310	12,262	12,262	12,262	12,262	12,262	12,262
合 計							55,499,440	8,753,932	12,681,132	11,061,032	8,528,012	14,465,332	33,010,750	6,432,096	9,744,686	5,529,444	4,572,262	6,732,262	

※事業番号1 全体事業期間 H19～H30
※事業番号2 全体事業期間 H25～H30

○様式3 地域の循環型社会形成推進に向けた施策の一覧

地域の循環型社会形成推進のための施策一覧(今後行う施策)

施策種別	施策番号	施策の名称等	施策の内容等(6700)	実施主体	事業期間 交付期間 開始 終了	交付金 必要の 要否	事業計画						備考
							平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	
発生抑制、 再使用の推 進に関する もの	101	条例に基づく、市 民、事業者、京都市 の協働による2Rの 取組の推進	2Rを中心とするごみ減量に関する事業 者、市民等の実施義務又は努力義務	京都市	H28 H32		☐ 条例施行に向けた周知・啓発 ● 条例施行						
	102		事業者による取組の実施状況等に関する報告義務	京都市	H28 H32								
	103		事業者、市民等による取組の実施状況を把握するための市民モニ ター制度	京都市	H28 H32								
	104	ピーク時からの食品 ロス半減に向けた取 組の推進	生ごみ3キリ運動の更なる推進	京都市	H28 H32								
	105		食べ残しゼロ推進店舗認定制度の普及拡大	京都市	H28 H32								
	106		食品ロス削減等の市民・事業者の行動指針等ごみ減量メニューの検 討・支援・実施等	京都市	H28 H32								
	107	レジ袋有料化等、レ ジ袋削減の取組の 強化	レジ袋使用枚数の最も多い業種である食品スーパーにおけるレジ袋 有料化の市内全店舗への拡大実施に向けた取組の推進	京都市	H28 H32		☐ 実施に向けた事業者等との調整 実施～実施状況の把握、事業者等との意見交換						
	108		コンビニエンスストア等の食品スーパー以外の業種におけるレジ袋 有料化等、レジ袋削減の取組の拡大	京都市	H28 H32								
	109	イベント等のエコリ の推進	京都市認定エコイベント等の普及拡大	京都市	H28 H32								
	110		リユース食器の普及拡大に向けた導入支 援等の推進	京都市	H28 H32								
	111		祇園祭をはじめとしたお祭り等におけるごみ減量の取組の推進	京都市	H28 H32								
処理体制の 構築、変更 に関するもの	112	条例に基づく、徹底 した分別によるリサ イクルの推進	分別の義務化とその周知・啓発の徹底	京都市	H28 H32		☐ 条例施行に向けた周知・啓発 ● 多例施工(たて、事業系の雑み(雑草を除く)、紙 パレットの分別の義務化は平成28年4月に施行) 家庭ごみ・事業ごみの分別を徹底する周知・啓発等の取組 の推進						
	113		マンションにおける分別徹底に向けた更なる周知・啓発の推進	京都市	H28 H32								
	114	市民の自主的な分 別リサイクルを促 進する仕組みの拡 充・強化	資源化可能な紙ごみ等のコミュニティ回収の拡大	京都市	H28 H32								
	115		古着のコミュニティ回収での回収拡大	京都市	H28 H32								
	116		せん定枝の分別排出機会の拡大(臨時回収など)	京都市	H28 H32								
	117	小型家電、電池、水 銀含有廃棄物(蛍光管等)をはじめとする資源 物及び有害・危険ごみの回収の促進	小型家電、電池、水銀含有廃棄物(蛍光管等)をはじめとする資源 物及び有害・危険ごみの回収の促進	京都市	H28 H32								
	118		持込ごみ(せん定枝等の木質ごみ)の民間リサイクル施設への誘導 策の検討・実施	京都市	H28 H32								
	119		「京都市バイオマスGO! GO! プラン」に基づく廃棄物系バイオ マスのエネルギー利用等の取組の推進	京都市	H28 H32								
	120	バイオマスの活用 の推進	生ごみのたい肥化による地産地消モデル地域の構築	京都市	H28 H32								
	121		学校や公園の落ち葉、家庭からの生ごみなど地域単位でのたい肥化 の促進	京都市	H28 H32								
	122	ごみ減量に関する啓 発・支援の充実・強 化	地域ごみ減量推進会議やエコ学区等、地域とまち美化事務所・エコ まちステーションの連携による、地域や世帯の特性に応じた戦略的 でわかりやすい広報・啓発・支援	京都市	H28 H32								
	123		中小零細事業者等へのごみ減量啓発・支援の強化	京都市	H28 H32								
	124		ごみ減量等に取り組む優良事業者の表彰	京都市	H28 H32								

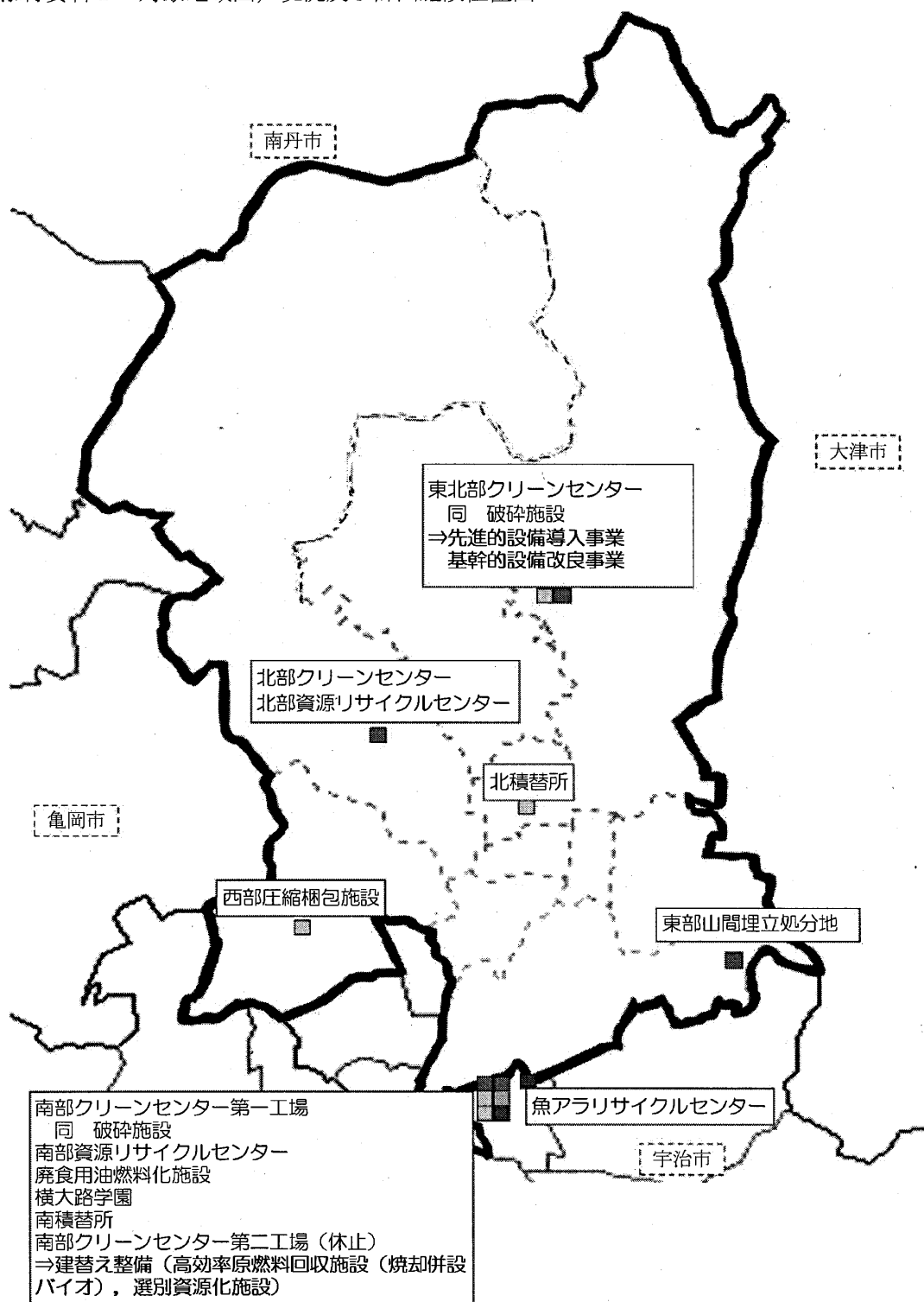
	125	大学・企業等との連携の推進	大学・企業と連携した調査・研究と海外研修生の受入れなど技術提携の推進	京都市	H28	H32		大学と連携したごみの組成調査の継続 大学の調査研究への参画 国内外の研究生の受入れ	
	126	国、事業者、各種団体等への提案・提言	拡大生産者責任の考え方を踏まえた、ものづくり企業等への働きかけや、広域的に実施する必要がある廃棄物や各種リサイクル制度の改善など、全国展開で取り組む必要があるごみ減量施策の推進に関する国、事業者、各種団体等への提案・提言	京都市	H28	H32		拡大生産者責任の考え方を重視した仕組み(経費負担、自主回収等)の構築に関する提言の実施 全国展開で取り組む必要があるごみ減量施策の実現に向けた提案・提言の検討・実施	
	127		家庭から出るごみの更なる減量に向けた有料指定袋のサイズの検討	京都市	H28	H32			
	128	引続き検討が必要な施策	業者収集ごみの有料指定袋制に関する検討	京都市	H28	H32		ごみ減量の状況、他都市の動向等を見極めながら検討	
	129		業者収集ごみ搬入手数料に関する検討	京都市	H28	H32			
施設施設の整備に関するもの	1	高効率厚燃料回収施設整備	南部クリーンセンター第二工場の建て替え整備事業(高効率厚燃料回収施設に係る一部設備については第1期地域計画期間に先行着手済)	京都市	H28	H30	○	建て替え工事 (複合化した施設として整備、～H30年度)	
	2	リサイクルセンター整備		京都市	H28	H30	○		
	3	先進的設備導入事業	東北部クリーンセンターの大規模改修工事事業	京都市	H30	H31	○		
	4	基幹的設備改良事業		京都市	H32	H32	○	入れ替えの検討 大規模改修工事	
	5	浄化槽整備	生活排水による河川等の公共水域の水質汚濁防止	京都市	H28	H32	○	浄化槽の段階的整備 30基/年	
その他	130	ごみの適正処理における環境負荷の低減	クリーンセンターの長寿命化計画等によるコストや環境負荷の低減に配慮した施設の整備・運営	京都市	H28	H32		温室効果ガスの削減に寄与するごみ発電の実施など、エネルギー 施設保全計画に基づく効率的な維持管理と、施設の長期稼働を目指す延命化計画の策定検討	
	131		東部山間埋立処分地延命策の追求	京都市	H28	H32		ごみ減量や民間事業者の動向等の状況を見極めながら、京都市産業物減量等推進審議会の答申で提言された延命策を追求	
	132		災害発生時の対応マニュアル等の点検・見直し	京都市	H28	H32		対応マニュアル等、災害発生時の対応内容の随時点検・見直し	
	133	市民の安心・安全とまちの美化の推進	地域住民や警察等の関係機関との連携による不法投棄対策とまちの美化の推進	京都市	H28	H32		不法投棄対策の推進 まちの美化推進協定の締結促進	

京都市地域 循環型社会形成推進地域計画 (平成28年度～平成32年度)

添付資料

- ・添付資料1 対象地域図，現況及び計画施設位置図
- ・添付資料2 現有処理施設の概要
- ・添付資料3 分別区分説明資料
- ・添付資料4 指標と人口等との要因に関するトレンドグラフ

○添付資料1 対象地域図，現況及び計画施設位置図



○添付資料2 現有処理施設の概要

焼却施設

名称	南部クリーンセンター第一工場	東北部クリーンセンター	北部クリーンセンター
所在地	京都市伏見区横大路八反田29	左京区静海市原町1339	右京区梅ヶ畑高鼻町27
竣工	S61.6	H13.3	H19.1
処理能力	600t/24h (300t/24h×2)	700t/24h (350t/24h×2)	400t/24h (200t/24h×2)
余熱利用	発電8,800kW×1 所内給湯,暖房,横大路体育館への電力供給	発電15,000kW×1 所内給湯,暖房	発電8,500kW×1 所内給湯,暖房,温水プールへの電力供給
その他			太陽光発電 230kW

破碎施設

施設名	南部クリーンセンター破碎施設	東北部クリーンセンター破碎施設
所在地	伏見区横大路八反田29	左京区静海市原町1339
竣工	S48.1	H13.3
処理能力	240t/6h (240t×1)	80t/6h (40t×2)
形式	スイングハンマ式	2軸せん断式
分別施設	磁選機	磁選機

埋立処分地

施設名	東部山間埋立処分地 (エコランド音羽の杜)	大阪湾広域処理場 (京都市割当分)
所在地	伏見区醍醐上山田 他	大阪湾圏域広域処理場整備事業(フェニックス事業)において,京都市割当分として,埋立容量222,198m ³ (平成14年度から平成39年度まで)を確保。
埋立地面積	約24ha	
全体容積	約4,500,000m ³	
埋立期間	H12.4～	

再資源化施設

名称	南部資源リサイクルセンター	北部資源リサイクルセンター	西部圧縮梱包施設	横大路学園
所在地	伏見区横大路千両松町477	右京区梅ヶ畑高鼻町27	西京区大枝沓掛町26	伏見区横大路千両松町277 他
竣工	H11.3	H19.1	H19.9	H19.10
処理能力	60t/5h (30t/5h×2)	40t/5h (20t/5h×2)	60t/15h (30t/15h×2)	20t/5h (10t/5h×2)
処理対象物	缶・びん・ペットボトル		プラスチック製容器包装	
名称	魚アラリサイクルセンター (おさかなエコ館)		廃食用油燃料化施設	
所在地	伏見区横大路千両松町205		伏見区横大路千両松町447	
竣工	H20.3		H16.5	
処理能力	33t/7h		5,000 /日	
処理対象物	魚アラ ⇒ 魚粉		廃食用油⇒バイオディーゼル燃料	

保存版

3 ごみの分け方・出し方

資源物の回収場所やごみの収集日等を記入した「分別資源物の回収日等」を記入してください。
資源物の回収場所やごみの収集日等を記入した「分別資源物の回収日等」を記入してください。

紙類

新聞、ダンボール、雑誌(チラシ・カタログ・紙幣、紙幣、封筒、紙幣など)

① 資源物の出し方

② プラスチック製の「容器」と「包装」

③ 缶・びん・ペットボトル

④ 小型金属類・スプレー缶

⑤ 燃やすごみ

分別の概要

資源物の回収場所やごみの収集日等を記入した「分別資源物の回収日等」を記入してください。

分別の概要

資源物の回収場所やごみの収集日等を記入した「分別資源物の回収日等」を記入してください。

分別の概要

資源物の回収場所やごみの収集日等を記入した「分別資源物の回収日等」を記入してください。

分別の概要

資源物の回収場所やごみの収集日等を記入した「分別資源物の回収日等」を記入してください。

分別の概要

資源物の回収場所やごみの収集日等を記入した「分別資源物の回収日等」を記入してください。

分別の概要

資源物の回収場所やごみの収集日等を記入した「分別資源物の回収日等」を記入してください。

京都府からののお知らせ

紙類をはじめ、リサイクルできるものの分別義務化など、ごみ半減をめざす「しまつのころ条例」が10月からスタート

ごみの現状

● 市民の皆様の皆様、御協力により、京都市のごみ量は、ピーク時の年間82万1千1から4割以上減の46万1千1まで削減でき、クリーンセンター(清掃工場)も5工場から3工場に減小できるなど、環境負荷の低減と年間106億円もの大幅なコスト削減を実現することができました。また、ごみ減量に貢献しています。

● 市民1人1日当たりのごみ量は441gと大都市で最も少ないまちを実現できました(他の政令市平均586g)。

● しかし、ごみの処理には261億円もの巨額な費用がかかっています。また、ここ数年は、ごみの減量がわずかな減にとどまっています。

● クリーンセンターをより長く使っていくためには、定期的なメンテナンスと、約20年間の使用後は、2年間にわたる大規模な改修が必要です。

● そのときには、市全体のごみを2工場で処理しなければなりません。

● 京都府からののお知らせ

● 京都府からののお知らせ

ごみの現状

● 市民の皆様の皆様、御協力により、京都市のごみ量は、ピーク時の年間82万1千1から4割以上減の46万1千1まで削減でき、クリーンセンター(清掃工場)も5工場から3工場に減小できるなど、環境負荷の低減と年間106億円もの大幅なコスト削減を実現することができました。また、ごみ減量に貢献しています。

● 市民1人1日当たりのごみ量は441gと大都市で最も少ないまちを実現できました(他の政令市平均586g)。

● しかし、ごみの処理には261億円もの巨額な費用がかかっています。また、ここ数年は、ごみの減量がわずかな減にとどまっています。

● クリーンセンターをより長く使っていくためには、定期的なメンテナンスと、約20年間の使用後は、2年間にわたる大規模な改修が必要です。

● そのときには、市全体のごみを2工場で処理しなければなりません。

● 京都府からののお知らせ

● 京都府からののお知らせ

ごみの現状

● 市民の皆様の皆様、御協力により、京都市のごみ量は、ピーク時の年間82万1千1から4割以上減の46万1千1まで削減でき、クリーンセンター(清掃工場)も5工場から3工場に減小できるなど、環境負荷の低減と年間106億円もの大幅なコスト削減を実現することができました。また、ごみ減量に貢献しています。

● 市民1人1日当たりのごみ量は441gと大都市で最も少ないまちを実現できました(他の政令市平均586g)。

● しかし、ごみの処理には261億円もの巨額な費用がかかっています。また、ここ数年は、ごみの減量がわずかな減にとどまっています。

● クリーンセンターをより長く使っていくためには、定期的なメンテナンスと、約20年間の使用後は、2年間にわたる大規模な改修が必要です。

● そのときには、市全体のごみを2工場で処理しなければなりません。

● 京都府からののお知らせ

● 京都府からののお知らせ

ごみの現状

● 市民の皆様の皆様、御協力により、京都市のごみ量は、ピーク時の年間82万1千1から4割以上減の46万1千1まで削減でき、クリーンセンター(清掃工場)も5工場から3工場に減小できるなど、環境負荷の低減と年間106億円もの大幅なコスト削減を実現することができました。また、ごみ減量に貢献しています。

● 市民1人1日当たりのごみ量は441gと大都市で最も少ないまちを実現できました(他の政令市平均586g)。

● しかし、ごみの処理には261億円もの巨額な費用がかかっています。また、ここ数年は、ごみの減量がわずかな減にとどまっています。

● クリーンセンターをより長く使っていくためには、定期的なメンテナンスと、約20年間の使用後は、2年間にわたる大規模な改修が必要です。

● そのときには、市全体のごみを2工場で処理しなければなりません。

● 京都府からののお知らせ

● 京都府からののお知らせ

ごみの現状

● 市民の皆様の皆様、御協力により、京都市のごみ量は、ピーク時の年間82万1千1から4割以上減の46万1千1まで削減でき、クリーンセンター(清掃工場)も5工場から3工場に減小できるなど、環境負荷の低減と年間106億円もの大幅なコスト削減を実現することができました。また、ごみ減量に貢献しています。

● 市民1人1日当たりのごみ量は441gと大都市で最も少ないまちを実現できました(他の政令市平均586g)。

● しかし、ごみの処理には261億円もの巨額な費用がかかっています。また、ここ数年は、ごみの減量がわずかな減にとどまっています。

● クリーンセンターをより長く使っていくためには、定期的なメンテナンスと、約20年間の使用後は、2年間にわたる大規模な改修が必要です。

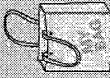
● そのときには、市全体のごみを2工場で処理しなければなりません。

● 京都府からののお知らせ

● 京都府からののお知らせ

用されています。

最も環境に良いことはそもそもみを出さないことです。「リデュース(発生抑制)」「リユース(再使用)」「リサイクル(再処理)」の3Rの取組に御協力をお願いします。

市 民	市民の皆様	事業者の皆様	事業者の皆様
環境にやさしい製品の利用 	●充電池やLED等の環境にやさしい製品の利用	製造業者の皆様は… ●充電池やLED等の環境にやさしい製品のPR (本市の資源活動への協力)	製造業者の皆様は… ●充電池やLED等の環境にやさしい製品のPR (本市の資源活動への協力)
ごみになるものが少ないお買い物 	○ごみになるものが少ない製品の購入	小売業者の皆様は… ●購入者へごみになるものが少ない製品の購入をPR	小売業者の皆様は… ●購入者へごみになるものが少ない製品の購入をPR
レジ袋の削減 	○レジ袋をもらわない	小売業者の皆様は… ●購入者へレジ袋の要否や必要最小限の枚数を確認	小売業者の皆様は… ●購入者へレジ袋の要否や必要最小限の枚数を確認
ごみになるものが少ないイベント 	○イベント参加時のごみの分別排出 ○リユースス食器を利用	イベント主催者の皆様は… ●ごみを分別して排出できる環境の整備 ●リユースス食器で食事を提供	イベント主催者の皆様は… ●ごみを分別して排出できる環境の整備 ●リユースス食器で食事を提供

鉅額刀切○鉅額提款○

家庭から出るごみの4割(約8万t)は生ごみで、そのうち手付かず食品、食べ残しといった「食品ロス」が3万t以上出ています。「食品ロス」を減らすために、「生ごみ3キリ」に御協力ください。

「三井物産」の中心業務は、

[illegible]

「使」
食材は安いキリッ冷蔵チエックも忘れずに。
台所こみの4割が食べ残し。
そのうち半分近くが手付かずで
捨てられていきます。

食材は、絶えず！冷蔵庫チエックも忘れずに。

刊

ては、その間に、

[illegible]

足人の10に手割で10マラ40の生たてで足元をきき、
この手割を2500とて、この手割をきき、(10人の手割をきき)

台所こみの4割が食べ残し。
そのうち半分近くが手付かずで
捨てられていた。

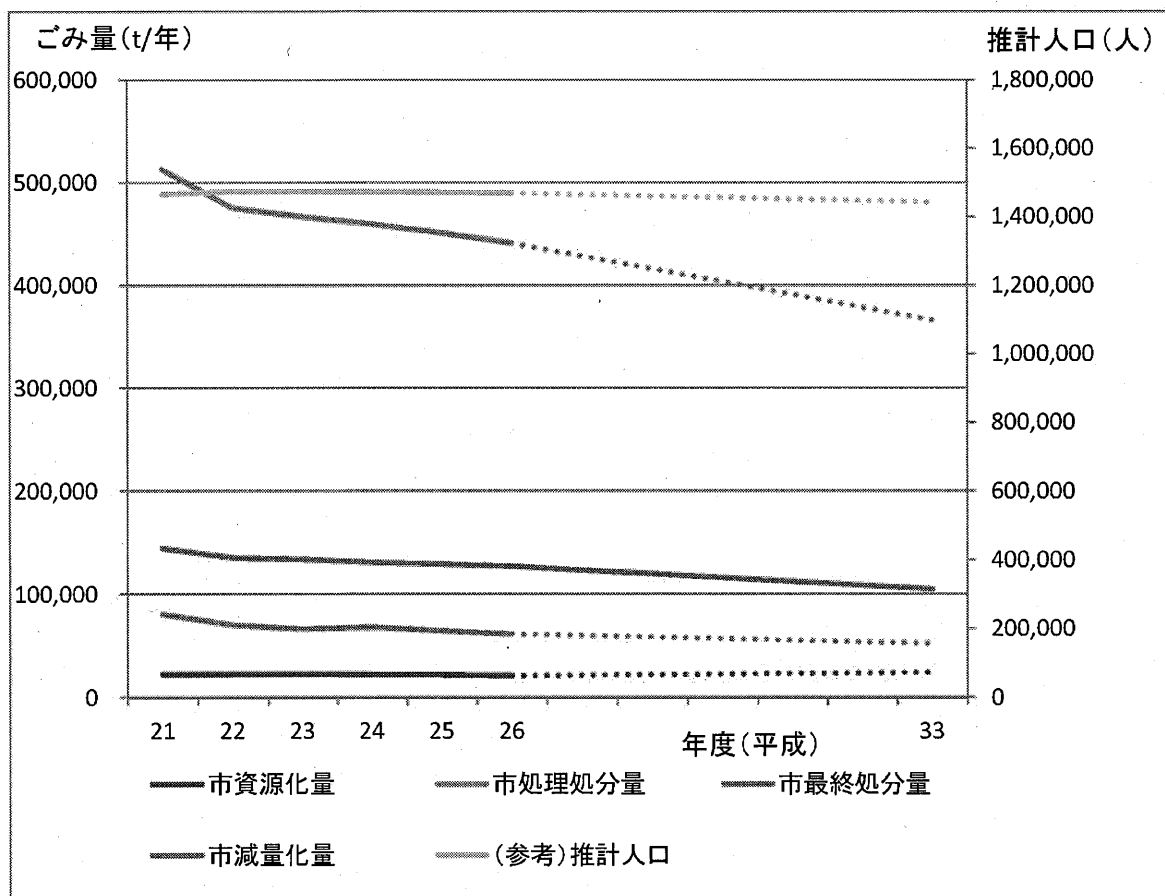
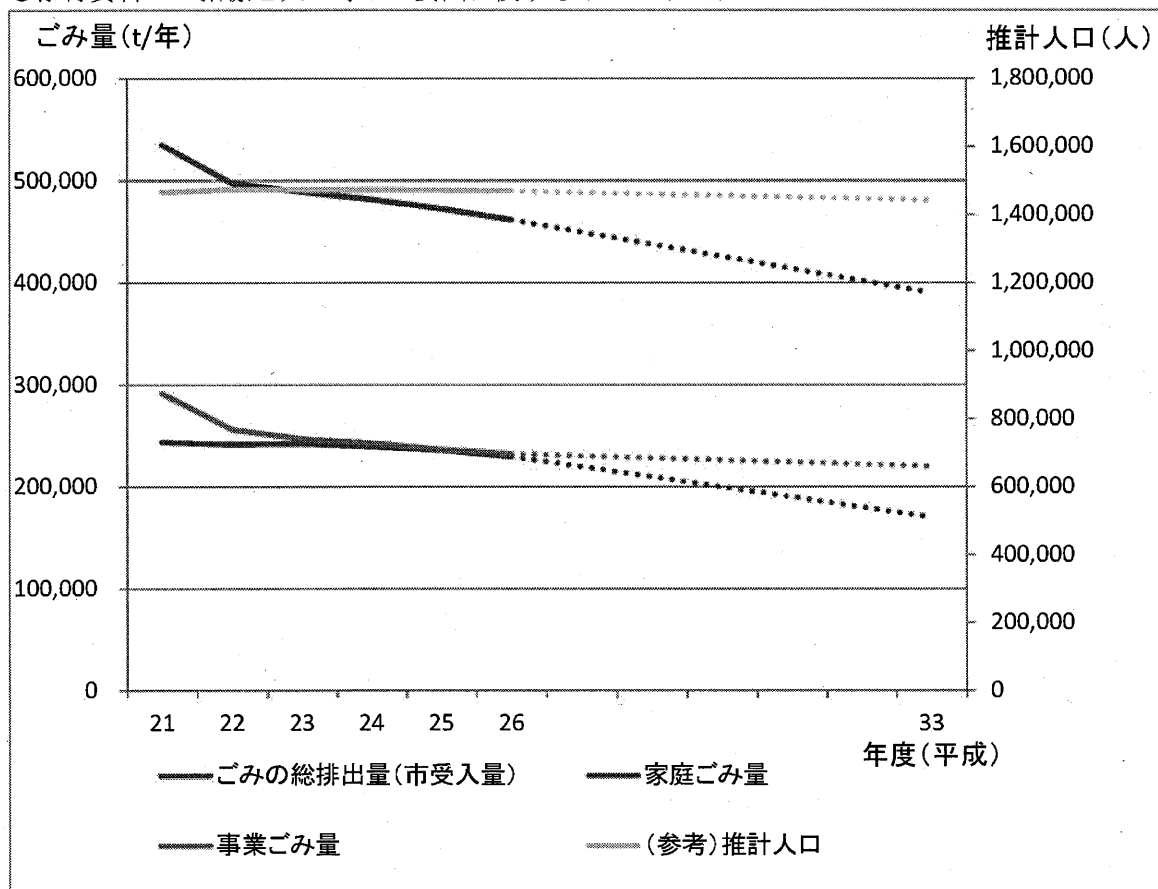
100

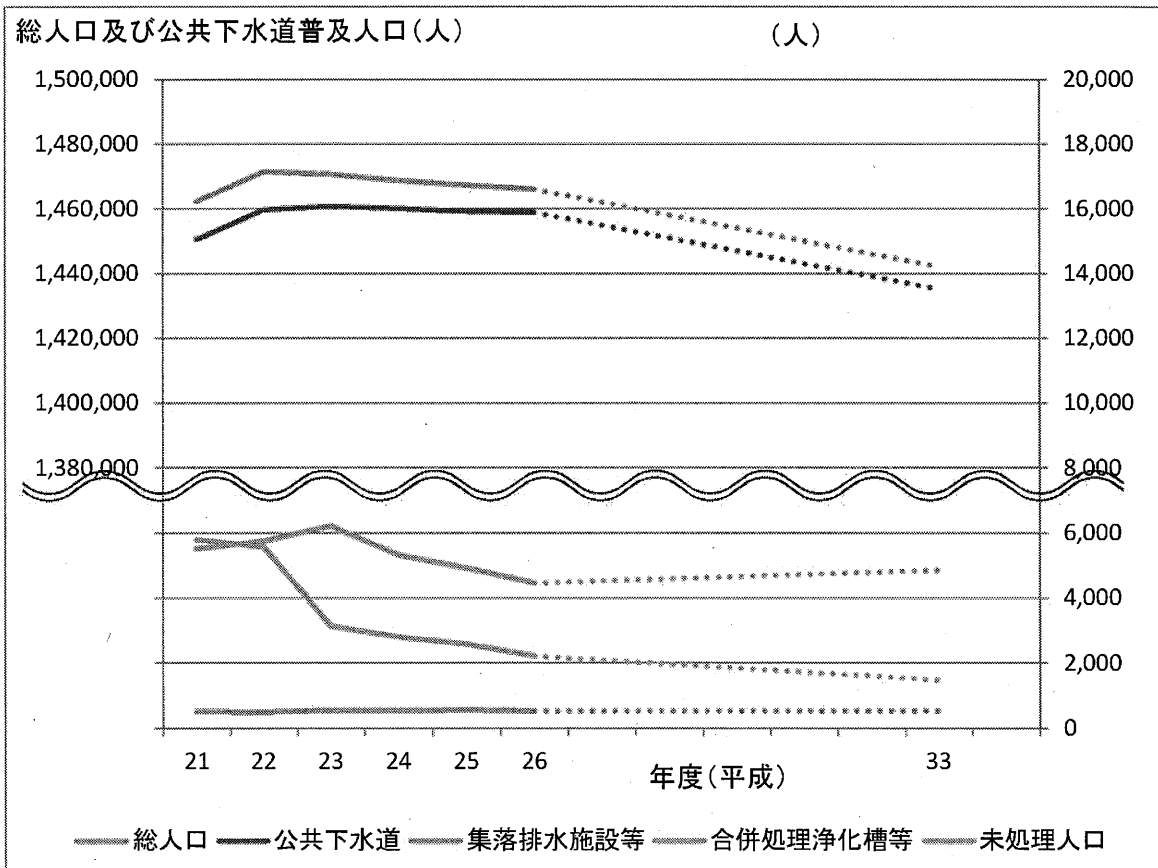
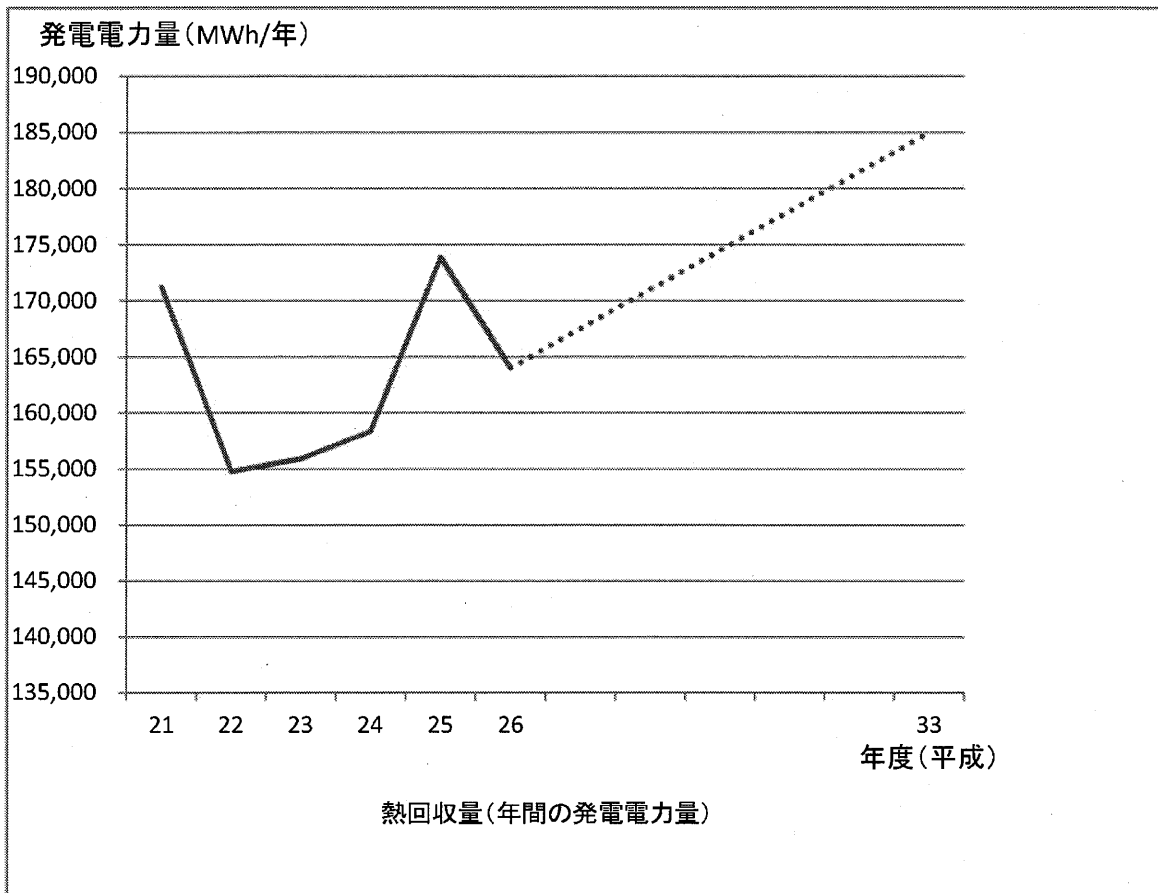


100

其誕生を祝うコンサート開催
<http://www.audible.jp/ota.com/>

○添付資料４ 指標と人口等との要因に関するトレンドグラフ





京都市地域 循環型社会形成推進地域計画 (平成28年度～平成32年度)

参考資料（様式）

- ・事業番号1 参考資料様式2（高効率原燃料回収施設）
- ・事業番号2 参考資料様式1（リサイクルセンター）
- ・事業番号3, 4 参考資料様式2（熱回収施設（破碎施設含む））
- ・事業番号5 参考資料様式5（浄化槽系）
- ・事業番号5補助資料 平成28年度浄化槽設置整備計画書

施設概要（熱回収施設系）

都道府県名 京都府

(1) 事業主体名	京都市
(2) 施設名称	施設の種別 : 高効率原燃料回収施設 施設名称 : 南部クリーンセンター第二工場（高効率原燃料回収施設）
(3) 工期	平成 28 年度 ～ 平成 30 年度 (全体事業期間：平成19年度 ～ 平成30年度)
(4) 施設規模	処理能力 約60t/日, 約500t/日 (30 t/日×2系列, 250 t/日×2炉)
(5) 形式及び処理方式	メタン発酵, 全連続式
(6) 余熱利用の計画	1 発電の有無 (有) (発電効率20%以上予定) ・ 無 2 熱回収の有無 (有) (熱回収率未定) ・ 無
(7) 地域計画内の役割	平成19年3月に休止した南部クリーンセンター第二工場の既存施設を解体撤去し, 高効率なごみ発電設備の導入やバイオガス化施設の併設等, 最新の廃棄物処理設備を整備することにより, ごみの持つエネルギーを最大限回収し, 環境負荷の低減, 地球温暖化の防止につなげる。
(8) 廃焼却施設解体工事の有無	(有) ・ 無

「高効率原燃料化施設」を整備する場合

(9) 発生ガス回収率 及び発生ガス量	1 発生ガス回収率 150 Nm ³ /t以上 2 発生ガス量 9,000 Nm ³ /日以上
(10) 回収ガスの利用計画	発電・燃料利用 (予定)
(11) 事業計画額	26,965,928 千円

※全体事業期間の総事業費は29,535,801千円

施設概要（リサイクル施設系）

都道府県名 京都府

(1) 事業主体名	京都市
(2) 施設名称	施設の種別 : リサイクルセンター（破碎・選別施設） 施設名称 : 南部クリーンセンター第二工場（選別資源化施設）
(3) 工期	平成 28 年度 ～ 平成 30 年度 (全体事業期間：平成25年度 ～ 平成30年度)
(4) 施設規模	約180t/日
(5) 処理方式	破碎設備（高速回転式及び低速せん断式・予定）， 選別装置（磁選機及びアルミ選別機・予定）
(6) 地域計画内の役割	平成19年3月に休止した南部クリーンセンター第二工場の既存施設を解体撤去し，高効率なごみ発電設備の導入やバイオガス化施設の併設等，最新の廃棄物処理設備を整備することにより，ごみの持つエネルギーを最大限回収し，環境負荷の低減，地球温暖化の防止につなげる。
(7) 廃焼却施設解体工事の有無	有 ・ (無)

(8) 事業計画額	5,696,852 千円
-----------	--------------

※全体事業期間の総事業費は8,592,226千円

施設概要（熱回収施設系）

都道府県名 京都府

(1) 事業主体名	京都市
(2) 施設名称	施設の種別 : 熱回収施設（破碎施設含む） 施設名称 : 東北部クリーンセンター
(3) 工期	平成 30 年度 ～ 平成 32 年度
(4) 施設規模	処理能力 700t/日（350t/日 × 2炉） （破碎施設：80t/日（40t/日 × 2基））
(5) 形式及び処理方式	熱回収施設：全連続燃焼式焼却炉 ストーカー式 （破碎施設：2軸せん断式破碎機）
(6) 余熱利用の計画	1 発電の有無 ☒ （発電効率14.6%） ・ 無 2 熱回収の有無 ☒ （熱回収率 未定） ・ 無
(7) 地域計画内の役割	市内から排出される一般廃棄物の焼却 CO ₂ の削減率は3%以上とする。
(8) 廃焼却施設解体工事の有無	有 ・ ☒ 無
(9) 事業計画額	22,750,000 千円

※平成31年度までは交付率1/2（先進的設備導入事業）

事業計画額（先進的設備導入事業） 8,300,000千円

※平成32年度は交付率1/3（基幹的設備改良事業）

事業計画額（基幹設備改良事業） 14,450,000千円

施設概要（浄化槽系）

都道府県名 京都府

(1) 事業主体名	京都市
(2) 事業名称	浄化槽設置整備事業
(3) 事業の実施目的及び内容	浄化槽設置の普及を図り生活環境の悪化及び公共用水域の汚濁の防止に寄与することを目的とする。 専用住宅等に浄化槽を設置することが設置者に過度の経済的負担となり、設置促進を妨げる恐れがあるため、補助金を交付することで普及促進に努める。
(4) 事業期間	平成28年度～平成32年度
(5) 事業対象地域の要件	ア 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第四条第一項の認可又は同法第二十五条の三第一項の認可を受けた事業計画に定められた予定処理区域（以下「下水道事業計画区域」という。）以外の地域であつて、次の（ア）から（キ）のいずれかに該当する地域であること。 （ア） 湖沼水質保全特別措置法（昭和五十九年法律第六十一号）第三条第二項に規定する指定地域 （ウ） 水道水源の流域 （キ） その他人口増加が著しい等前記の地域と同等以上に雑排水対策を推進する必要があると認められる地域
(6) 事業計画額	交付対象事業費 61,310千円 うち（以下の事業を実施する場合） ・低炭素社会対応型浄化槽整備推進事業に係る事業費 千円 ・浄化槽整備区域促進特別モデル事業に係る事業費 千円

○ 事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模

【浄化槽設置整備事業の場合】

区分	交付対基数 (人分)	うち 単独撤去	基準額	対象経費 支出予定額	交付対象 事業費
5人槽	90基 (450人分)	基	29,880千円	37,350千円	29,880千円
6～7人槽	40基 (280人分)	基	16,560千円	20,720千円	16,560千円
8～10人槽	10基 (90人分)	基	5,480千円	6,850千円	5,480千円
11～20人槽	10基 (150人分)	基	9,390千円	11,740千円	9,390千円
21～30人槽	基 (人分)	基			
31～50人槽	基 (人分)	基			
51人槽以上	基 (人分)	基			
改築					
計画策定調査費					
合 計	150基 (970人分) 改築を除く	基	61,310千円	76,660千円	61,310千円

様式 2

平成 28 年度浄化槽設置整備計画書

新規・〇継続 (平成元年度から)

都道府県名 京 都 府

(1) 事業主体名 京 都 市

(2) 事業主体が一部事務組合の場合 (構成市町村名)

(3) 整備計画の方針 (浄化槽の整備対象地域の設定の方針, 各種生活排水処理施設の整備区域の設定方針, 浄化槽の面的整備の推進に関する方針等を簡潔に記載すること。)

本市においては, 公共下水道の整備率が高く, 平成 26 年度末現在の人口普及率は, 99.5%となっている。また, 平成 7 年度から市街化調整区域の一部の整備も行っている。

しかし, 北部地域等の山間部を中心に公共下水道未整備地域があり, これらの地域を浄化槽の整備対象地域と設定し, 生活排水の処理を進めることとしている。

(4) 浄化槽設置整備事業の概要

ア. 事業の実施目的及び内容

公共下水道未整備地域において, 生活様式の変化等により生活排水に起因する汚濁負荷が大きくなっていることから, 生活排水対策の一環として, 浄化槽の普及を図り, 公共用水域の汚濁防止及び生活環境の改善に寄与することを目的とする。

浄化槽の整備にあたって, 特に専用住宅等に設置される浄化槽にあっては, 設置者に対し過度の経済的負担となり, 浄化槽の設置促進を妨げる恐れがあるため, 補助金を交付するにより浄化槽の普及促進に努める。

イ. 事業の対象地域

下水道法第 4 条第 1 項の規定により公共下水道管理者が公共下水道の事業計画の認可を受けた区域以外の地域及び農業集落排水の事業計画区域外

ウ. イのうち国庫補助対象となる地域

公共下水道認可区域以外の地域（別紙１）

別紙 1

事業の対象地域及び国庫補助対象となる理由

事業の対象地域

公共下水道の認可区域以外の地域

国 庫 補 助 対 象 地 域	理 由
北区 中川・小野郷地区 雲ヶ畑地区	(ウ) 水道水源の流域 (ウ) 水道水源の流域
左京区 花脊・広河原地区 久多・大原百井地区	(ウ) 水道水源の流域 (ア) 湖沼法の指定地域 (ウ) 水道水源の流域
右京区 水尾地区 京北地区	(ウ) 水道水源の流域 (ウ) 水道水源の流域
西京区 大原野地区の一部	(ウ) 水道水源の流域 (キ) その他、雑排水対策を推進する必要があると認められる地域
その他の地区	(ウ) 水道水源の流域 (キ) その他、雑排水対策を推進する必要があると認められる地域

※国庫補助対象となる理由

(ア) 湖沼法の指定地域（琵琶湖に流入する安曇川水系の上流域）

(ウ) 水道水源の流域（淀川水系の上流域）

(キ) その他、雑排水対策を推進する必要があると認められる地域

（農・山村集落が散在しているが、近年市街地域から居住が移り、人口増加が認められ、雑排水対策を促進する必要のある地域）

エ. 浄化槽の整備状況（平成26年度実績） 京都市

①	浄化槽設置基数	21基
②	補助対象実績数	14基
③	上記のうち個別排水処理施設整備事業	0基
	小規模集合排水処理施設整備事業	0基
	補助対象外の都道府県及び市町村による単独事業	0基
	浄化槽事業実施率（②／①×100）	66.7%

注) ②については、浄化槽市町村整備推進事業に係るものを含む。なお、これには地方単独事業（個別排水処理施設整備事業及び小規模集合排水処理施設整備事業又は国庫補助事業の対象とはならない都道府県及び市町村による単独事業）に係る基数も含み記入し、地方単独事業分について別掲とすること。

オ. 平成28年度の整備基数の設定にあたっての考え方（上記エ. ③との関連を含め記述すること。）

平成26年度の浄化槽の設置基数は21基で、補助対象地域での設置基数は16基あり、そのうち14基を補助した。年間の浄化槽設置基数は、数年減少傾向であるものの、浄化槽事業実施率は、増加傾向であるため、今後、様子を見ながら整備基数の増加等の検討を行っていきたい。

(5) 浄化槽設置整備事業の整備計画

ア ○有 京都市 (11年度 ～ 27年度) 無 (年度策定予定)

イ 整備状況

26年度整備人口／全体整備計画人口 (%)

京都市 47人 / 1,635人 = 2.9%

25年度までの整備人口／全体整備計画人口 (%)

京都市 3,072人 / 4,151人 = 74.0%

ウ 具体的な計画

	整 備 計 画	1 6 年度まで実績	1 7 ～ 2 7 年度 (2 7 年度は見込み)	2 8 ～ 3 2 年度
総事業費 (整備計画人口)	京都市	45, 900千円 計画人口 (765人分)	20, 340千円 処理人口 (339人分)	76, 660千円 人槽数 (970人分)
	京北町	890, 000千円 計画人口 (3386人分)	445, 178千円 処理人口 (2067人分)	
	合計	935, 900千円	465, 518千円	
選定額	京都市	44, 154千円	19, 512千円	61, 310千円
	京北町	715, 700千円	293, 957千円	
	合計	759, 854千円	313, 469千円	
国庫補助所要額	京都市	14, 718千円	6, 504千円	20, 437千円
	京北町	238, 566千円	102, 298千円	
	合計	253, 284千円	108, 802千円	

※平成 17 年 4 月 1 日付けで、旧京北町と京都市が合併した。

(6) 国庫補助対象となる施設の整備規模及び選定額

①浄化槽（28年度～32年度）

人 槽 区 分	補助対象基数 (人分)	基 準 額 (A)	対 象 経 費 支出予定額 (B)	選 定 額
5人槽	90基 (450人分)	29,880千円	37,350千円	29,880千円
6～7人槽	40基 (280人分)	16,560千円	20,720千円	16,560千円
8～10人槽	10基 (90人分)	5,480千円	6,850千円	5,480千円
11～20人槽	10基 (150人分)	9,390千円	11,740千円	9,390千円
21～30人槽	基 (人分)	円	円	円
31～50人槽	基 (人分)	円	円	円
51人槽以上	基 (人分)	円	円	円
合 計	150基 (970人分)	61,310千円	76,660千円	61,310千円

※「水道原水水質保全事業に関する法律」に基づき設置されるものについては、上段に（ ）書きで再掲する。②・③についても同じ。

② 変則浄化槽

人槽区分	補助対象基数 (人分)	基準額 (A)	対象経費 支出予定額(B)	選定額
5人槽	基 (人分)	円	円	円
6～7人槽	基 (人分)	円	円	円
8～10人槽	基 (人分)	円	円	円
11～20人槽	基 (人分)	円	円	円
21～30人槽	基 (人分)	円	円	円
31～50人槽	基 (人分)	円	円	円
51人槽以上	基 (人分)	円	円	円
合 計	基 (人分)	円	円	円

③ 既設の浄化槽の改築

改築規模	基準額 (A)	対象経費 支出予定額(B)	選定額
人槽	円	円	円
合 計	円	円	円

(7) 豪雪地帯特別措置法
該当地域なし

(8) 予算措置の状況
予算計上額又は予定額 (28年度) 10,121千円

(9) 国庫補助金所要 (28年度)

総事業費	寄付金その 他の収入額	差引額 (A-B)	基準額	対象経費 支出予定額	選定額	国庫補助 基本額 (CとFを 比較してい ずれが少な い額)	国庫補助 所要額 (G) ×補助率	備 考
(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)	
15,532	0	15,532	12,262	15,332	12,262	12,262	4,087	

ア. 維持管理費用に対する補助

(該当するものに丸をつけ、有の場合は、①～⑦の事項についても記入すること。)

- 助成対象の経費（例：法定検査費，清掃費，一定額）

助成費の支払い方法（例：維持管理組合（協議会）を通じて交付）

助成基数 件 千円

有・無・検討中

(該当するものに丸をつけ、有の場合は、①～⑤の事項についても記入すること。)

- ⑤ 活動内容

- ・保守点検、清掃、法定検査の契約等の代行
・普及啓発
・その他（ ）
- 有 ・ ○無
有 ・ ○無

